

居宅介護支援 重要事項説明書

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	有限会社 office 大陽
代表者氏名	代表取締役 戸村 陽介
本社所在地 (連絡先及び電話番号)	千葉県千葉市若葉区都賀3-14-8 電話 043-231-4086
法人設立年月日	昭和 43 年(1968 年)8 月 30 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1)事業所の所在地等

事業所名称	なな居宅介護支援事業所
介護保険指定事業者番号	1270403809
事業所所在地	千葉県千葉市若葉区都賀 3-17-5 101 号
連絡先 担当者氏名	電話 043-372-3242 管理者 鈴木 浩美
指定居宅介護支援事業の実施 地域	千葉市全域、四街道市
介護予防・日常生活支援総合事 業の実施地域	千葉市全域
第三者評価	なし

(2)事業の目的及び運営の方針

事業の目的	有限会社 office 大陽が開設するなな居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、必要な利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営の方針	事業所の介護支援専門員は、事業の実施に当たって、次の事項に勤めます。 ① 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、と様々な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。 ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または、特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。 ④ 関係市区町村、在宅介護センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センターとの連携に努めます。

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	9:00~18:00

(4)事業所の職員体制

管理者	管理者兼介護支援専門員 鈴木 浩美
-----	-------------------

(2024 年4月 1 日 現在)

職種	職務内容	人員数
管理者	① 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 ② 従業者に、法令等の規定を順守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1 人
介護支援専門員	・居宅介護支援業務を行います。	常勤 1 人 以上 (管理者兼務含む)

3 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について
 【地域区分別 1 単位の単価(3 級地)11.05 円】

居宅介護支援	介護保険適用有無	利用料（月額）	利用者負担額
①居宅サービス計画の作成	左記の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおりです。	介護保険提要となる場合には、利用料を支払う必要がありません。（全額介護保険により給付されます。） ただし、保険料の未払いにより給付されない場合があります。
②居宅サービス事業者との連絡調整			
③サービス実施状況の把握			
④利用者状況の把握			
⑤給付管理			
⑥要介護認定申請に対する協力、援助			
⑦相談業務			

サービス、加算の区分	算定要件	要介護区分/回数	基本料金	利用者負担額
居宅介護支援（Ⅰ）	ケアマネジャー1人当たりの担当件数が40件未満。	介1・介2	12,000円	0円
		介3～介5	15,591円	
居宅介護支援（Ⅱ）	ケアマネジャー1人当たりの担当件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分。	介1・介2	6,011円	0円
		介3～介5	7,779円	
居宅介護支援（Ⅲ）	ケアマネジャー1人当たりの担当件数が40件以上である場合、60件以上の部分。	介1・介2	3,602円	0円
		介3～介5	4,663円	
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合。		3,315円	0円

入院時情報 連携加算 (Ⅰ)	入院する際、当該病院または診療所の職員 に対して、利用者に関する必要な情報を入 院後 3 日以内に提供した場合。入院先医療 機関に担当ケアマネジャーの氏名等の情報 提供が必要。		2,762 円	0 円
入院時情報 連携加算 (Ⅱ)	入院する際、当該病院または診療所の職員 に対して、利用者に関する必要な情報を入 院後 7 日以内に提供した場合。入院先医療 機関に担当ケアマネジャーの氏名等の情報 提供が必要。		2,210 円	0 円
退院・退所 加算 イ	退院または退所に当たって、病院等の職員 と面談を行い、利用者に関する必要な情報 の提供を受け、居宅サービス計画を作成 し、居宅サービスまたは地域密着サービ スの利用に関する調整を行った場合。	(Ⅰ)	4,972 円	0 円
		(Ⅱ)	6,630 円	0 円
退院・退所 加算 ロ	退院または退所に当たって、病院等の職員 と面談を行い、利用者に関する必要な情報 の提供を受け、居宅サービス計画を作成 し、居宅サービスまたは地域密着サービ スの利用に関する調整をし、医療機関等にお けるカンファレンスに参加した場合。	(Ⅰ)	6,630 円	0 円
		(Ⅱ)	8,287 円	0 円
		(Ⅲ)	9,945 円	0 円
通院時情報 連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、 医師等に利用者の心身の状況や生活環境等 の必要な情報提供を行い、医師等から利用 者に関する必要な情報提供を受けた上で、 居宅サービス計画に記録した場合に算定す る。		552 円	0 円

緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は、診療所の求めにより、当該病院又は、診療所の職員とともに利用者のカンファレンスを行い、居宅サービス等の利用調整を行った場合。		2,210 円	0 円
ターミナルケアマネジメント加算	末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者に対し 24 時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備・利用者又は、その家族の同意を得たうえで、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供。 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行う。		4,420 円	0 円

4 その他の費用について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規定の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。
-----	---

5 利用者の居宅への訪問頻度の目安

利用者の要介護認定有効期間中、1 か月に 1 回以上です。

6 ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表します。

- (1) 前 6 カ月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの利用割合 1
- (2) 前 6 カ月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたもの利用割合 2

7 オンラインツール等を利用した会議の開催

利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等(オンラインツール)を活用して行うことができます。その際、個人情報の適切な取り扱いに留意します。

8 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所等に変更があった場合はすみやかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえてすみやかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前には行えるよう、必要な援助を行います。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 鈴木 浩美
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための委員会の開催や研修を実施しています。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を順守し、適切な取扱いに努めます。 ② 事業者及び従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ③ 事業者は、従業員に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を持続させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及び、その家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含みます。)については、管理者の注意をもって管理し、また、その処分の際にも第三者への漏洩を防止するため、裁断、焼却、溶解その他適切な方法により破棄します。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行います。(開示に際して複写料等が必要な場合は利用者の負担となります。)

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険名	事業活動総合保険
補償の概要	対人・対物、人格権侵害、管理財物、管理現金盗難、居宅介護支援事業等に関わる利用者の経済損失

12 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

13 サービス提供に関する相談、苦情について

事業者は、利用者等の相談、苦情に円滑かつ適切に対応するために、以下の体制を設けています。

(1)相談、苦情の受付に関する責任者を選定しています。

相談、苦情受付に関する責任者	管理者 鈴木 浩美
----------------	-----------

(2)公正中立なケアマネジメントの確保

利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所紹介を求めること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

(3)相談、苦情の受付に関する窓口を設置しています。

【事業者の窓口】 々な居宅介護支援事業所 担当者：鈴木 浩美	所在地：千葉市若葉区都賀 3-17-5 101 電話番号：043-372-3242
千葉市役所 介護保険事業課	所在地：千葉市中央区千葉港1番1号 電話番号：043-245-5062
若葉区 保健福祉センター高齢障害支援課	所在地：千葉市若葉区貝塚2-19-1 電話番号：043-233-8264
四街道市役所 高齢者支援課	所在地：四街道市鹿渡無番地 電話番号：043-421-6127
【公的団体の窓口】千葉県国民健康保険団体連合会 (介護保険課 苦情相談窓口)	所在地：千葉県千葉市稲毛区天台 6-4-3 電話番号：043-254-7428

14 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「千葉県指定居宅介護支援事等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成 30 年条例第 17 号)」第 6 条の規定に基づき、利用者及び利用者家族に説明を行いました。

事業者

所在地	千葉県千葉市若葉区都賀 3-14-8
法人名	有限会社 office 太陽
代表者名	代表取締役 戸村 陽介
事業所名	なな居宅介護支援事業所
説明者氏名	印 (役職:)

利用者

住所	
氏名	印

代理人

住所	
氏名	印 (続柄:)